

目黒区いじめ防止基本方針

平成29年4月制定

本基本方針における「目黒区いじめ問題対策連絡協議会」「目黒区教育委員会いじめ問題対策委員会」については平成29年7月1日から設置されます。また、「目黒区いじめ問題再調査委員会」については平成29年7月1日以降必要に応じて設置されます。

<このページは白紙です。>

目黒区いじめ防止基本方針

<目次>

第1章 いじめ防止等のための対策の基本的な方向に関する事項	P 3
1 目黒区いじめ防止基本方針策定の意義	P 3
2 いじめの定義	P 3
3 いじめの防止等に関する基本的な考え方	P 3
4 いじめの禁止	P 4
5 いじめの防止等に向けての役割や責務	P 4
(1) 児童・生徒の役割	
(2) 区の責務	
(3) 学校の責務	
(4) 保護者の責務	
(5) 区民等の責務	
(6) 関係機関の責務	
第2章 いじめの防止等のために区が実施する施策	P 7
1 いじめの防止等のための組織の設置	P 7
(1) 目黒区いじめ問題対策連絡協議会の設置	
(2) 目黒区教育委員会いじめ問題対策委員会の設置	
2 いじめの防止等のために実施する施策	P 7
(1) いじめの未然防止	
(2) いじめの早期発見及びいじめへの対処	
(3) 関係機関との連携	
(4) 特別な支援を必要とする児童・生徒に対する配慮	
(5) インターネットを通じて行われるいじめへの対応	
(6) その他の措置	
3 学校相互間の連携協力体制の整備	P 9
第3章 いじめの防止等のために区立学校が実施する施策	P 10
1 「学校いじめ防止基本方針」の策定	P 10

2	「学校いじめ対策委員会」の設置	P 10
	(1) 「学校いじめ対策委員会」の構成員	
	(2) 「学校いじめ対策委員会」の役割	
	(3) 「学校サポートチーム」の設置	
3	区立学校におけるいじめの防止等に関する取組み	P 11
	(1) いじめの未然防止	
	(2) いじめの早期発見	
	(3) いじめへの対処	
	(4) 特別な支援を必要とする児童・生徒への配慮	
	(5) インターネットを通じて行われるいじめへの対応	
	(6) 年間計画の作成	
第4章	重大事態への対処	P 14
1	重大事態の発生と調査	P 14
	(1) 重大事態の定義	
	(2) 重大事態の報告	
	(3) 重大事態の調査主体と調査組織	
	(4) 重大事態の調査の実施	
	<自殺の背景調査における留意事項>	
	(5) その他留意事項	
	(6) 重大事態の調査結果の提供及び報告	
	(7) 重大事態の調査結果を踏まえた必要な措置	
2	重大事態の調査結果の報告を受けた区長による再調査及び措置	P 17
	(1) 再調査	
	(2) 「目黒区いじめ問題再調査委員会」の設置	
	(3) 再調査の結果を踏まえた措置等	
参考資料	重大事態発生時のフローチャート	P 18

目黒区いじめ防止基本方針

第1章 いじめ防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

1 目黒区いじめ防止基本方針策定の意義

目黒区いじめ防止基本方針（以下「区基本方針」という。）は、学校におけるいじめの問題を克服し、児童・生徒の個人の尊厳を重んじ、児童・生徒同士が互いの人権を尊重し合うという目的の下、目黒区（以下「区」という。）、学校、保護者、区民等及び関係機関が相互に連携し、いじめ防止対策推進法（以下「法」という。）及び目黒区いじめ防止対策推進条例（以下「条例」という。）に基づき、いじめの防止等（いじめの未然防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針を定めるものである。

2 いじめの定義

いじめとは、児童・生徒に対して、当該児童・生徒が在籍する学校に在籍している等、当該児童・生徒と一定の人的関係にある他の児童・生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であつて、当該行為の対象となった児童・生徒が心身の苦痛を感じているものをいい、具体的には、以下のようなものがある。

ア 冷やかしたりからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる

イ 仲間はずれ、集団による無視をされる

ウ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする

エ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする

オ 金品をたかられる

カ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする

キ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする

ク パソコンや携帯電話等で、ひぼう・中傷や嫌なことをされる 等

3 いじめの防止等に関する基本的な考え方

いじめは、いじめを受けた児童・生徒の心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼすだけでなく、いじめを受けた児童・生徒の生命を重大な危険におとしいれたり、その心に生涯消えない深い傷を残したりするものであることから、いじめは重大な人権侵害であるとともに絶対に許されない行為であり、いじめを防止するために、広く社会全体で取り組む必要がある。

また、いじめはどの児童・生徒にも、どの学校においても起こり得るものとの認識に立ち、区、学校、保護者、区民等及び関係機関がその責務を自覚し、一丸となって、

いじめの防止等に主体的に取り組み、連携を図る必要がある。以上のことを踏まえて、次の理念に基づき、いじめの防止等に取り組んでいかなければならない。なお、いじめの防止等に取り組むに当たっては、関係する児童・生徒のプライバシーに配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に取り組みを進めなければならない。

ア いじめは全ての児童・生徒に関係する問題であることに鑑み、児童・生徒が安心して生活し、学ぶことができるよう学校の内外を問わずいじめが行われないようにする。

イ 児童・生徒がいじめを行わず、他の児童・生徒に対して行われるいじめを認識しながら放置することなく、いじめの防止等のために主体的に行動できるよう、いじめの問題に関する児童・生徒の理解を深める。

ウ 区、学校、保護者、区民等及び関係機関は、児童・生徒が安心して生活し、学ぶことができる環境を整えるため、それぞれの責務を果し、相互に連携していじめの防止等に取り組む。

4 いじめの禁止

児童・生徒は、いかなる理由があってもいじめを行ってはならない。

5 いじめの防止等に向けての役割や責務

いじめの防止等のため、児童・生徒は主体的にその役割を果たし、また、区、学校、保護者、区民等及び関係機関はその責務を果たすよう、次のように取り組む。

(1) 児童・生徒の役割

ア 児童・生徒は、いじめやいじめを防ぐことについて考えたり、話し合ったりすることを通して、いじめを許さないという意識を培うとともにいじめを許さない態度を身に付けるよう努める。

イ 児童・生徒は、他の児童・生徒に対して心理的・物理的な苦痛を与える行為を行わないようにする。

ウ 児童・生徒は、他の児童・生徒から心理的・物理的な苦痛を感じる行為を受けた場合は、一人で悩むことなく、家族や教職員などの周囲の大人に相談するよう努める。

エ 児童・生徒は、他の児童・生徒がいじめを受けているのを見た場合は、見て見ぬふりをせずに、家族や教職員などの周囲の大人に相談するよう努める。

(2) 区の責務

ア 区は、条例及び区基本方針に基づき、いじめの防止等のための組織を設置する。

イ 区は、いじめの未然防止に必要な施策を総合的に計画して実施する。

ウ 区は、いじめの早期発見、いじめへの適切な対処を図るため、いじめを受けた

児童・生徒に対する支援及びいじめを行う児童・生徒に対する指導・支援を行うための教育相談体制の充実、関係機関等との連携体制づくりを行う。

エ 区は、いじめを受けた児童・生徒といじめを行う児童・生徒が同じ学校に在籍しない場合であっても、それぞれの学校においていじめを受けた児童・生徒に対する支援及びいじめを行う児童・生徒に対する指導・支援が適切に行われるよう、当該学校相互間の連携協力を図るために必要な措置を講じる。

オ 区は、区立学校の教職員のいじめに対する鋭敏な感覚を高めるための研修体系を整備し、その資質・能力の向上を図る。

(3) 学校の責務

学校は、条例の基本理念にのっとり、区、保護者、区民等及び関係機関と連携協力し、いじめの防止等に積極的に取り組むものとする。

なお、区立学校においては、次のアからカまでの取組みを実施する。

ア 区立学校は、校長のリーダーシップの下、基本理念にのっとり、学校いじめ防止基本方針を策定し、全ての教育活動を通じて児童・生徒の豊かな情操や道徳心、心の通いあう人間関係を構築する力を育成し、自己有用感を高めるために、人権教育、道徳教育及び体験活動等の充実を図る。

イ 区立学校は、いじめについて考えたり、話し合ったりする活動の場を設定し、いじめを許さない意識を醸成するとともに、いじめを受けたり、いじめを見たりしたときに自分の気持ちを表現するための円滑なコミュニケーションが行えるよう、日頃から言語活動の充実を図る。

ウ 区立学校は、教職員による児童・生徒の様子の見守りを行うことや、アンケート等を活用していじめの早期発見に努めるなど、組織的な対応に努める。

エ 区立学校は、地域住民や保護者へいじめの未然防止についての啓発活動を行い、地域全体でいじめの未然防止に取り組めるように努めていく。

オ 区立学校は、いじめを発見した場合、いじめを受けた児童・生徒が安心して学校生活を送ることができるよう、適切かつ迅速にいじめの解決を図るとともに、いじめを受けた児童・生徒を守る取組みを徹底する。

カ 区立学校は、いじめを受けた児童・生徒を守るとともに、いじめを行った児童・生徒を、教育的配慮の下、いじめに至った背景などを理解し、適切に指導する。

(4) 保護者の責務

ア 保護者は、その保護する児童・生徒について第一義的責任を有するものであり、いじめが児童・生徒の生命、心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼすものであるとの認識の下、その保護する児童・生徒がいじめを行わないよう、

規範意識を養うための教育等に努める必要がある。

イ 保護者は、その保護する児童・生徒がいじめを受け、又はその疑いがあると思うときは、区、学校及び関係機関と連携を図るなど適切にいじめからの保護に努める必要がある。

ウ 保護者は、区及び学校が講ずるいじめの防止等の対策に協力するよう努める必要がある。

(5) 区民等の責務

ア 区民等は、地域全体で児童・生徒が安心して過ごすことができる環境づくりに努め、区及び学校が講ずるいじめの防止等の対策に協力していく必要がある。

イ 区民等は、地域全体で児童・生徒の成長や生活に関心をもち、いじめの兆候があると思われるときは、関係する保護者、学校、関係機関等に積極的に情報を提供し、連携していじめの未然防止・早期発見に努める必要がある。

(6) 関係機関の責務

ア 関係機関は、児童・生徒が安心して過ごすことができる環境づくりに努める。

イ 関係機関は、児童・生徒のいじめ問題の解決に向けて積極的に取り組んでいくとともに、区及び学校と相互に連携を図り、いじめの防止等に努める。

第2章 いじめの防止等のために区が実施する施策

区は、区基本方針に基づき、いじめの防止等のための対策を総合的に策定し推進する。

1 いじめの防止等のための組織の設置

(1) 目黒区いじめ問題対策連絡協議会の設置

区は、いじめの防止等に関係する機関との連携強化を図るため、法第14条第1項の規定に基づき、学校、目黒区教育委員会（以下「教育委員会」という。）、児童相談所、警察等により構成される目黒区いじめ問題対策連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）を設置する。連絡協議会は、次の事項について協議する。

- ア 教育委員会及び学校におけるいじめの防止等のための対策に関する事項
- イ 関係機関の連携に関する事項
- ウ その他いじめの防止等のための対策に必要な事項

(2) 目黒区教育委員会いじめ問題対策委員会の設置

教育委員会は、法第14条第3項の規定に基づき、連絡協議会と連携し、いじめ防止等のための対策を実効的に行い、及び重大事態が発生した場合に必要な応じて調査を行うため、弁護士や精神科医又は心理士、学識経験者、福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者等により構成される目黒区教育委員会いじめ問題対策委員会（以下「対策委員会」という。）を設置する。

2 いじめの防止等のために実施する施策

区立学校におけるいじめの防止等のための対策として、次のような施策に取り組む。

(1) いじめの未然防止

- ア 人権教育等の充実
- イ 児童・生徒の主体的な活動の推進
- ウ 教員の資質・能力の向上
- エ 広報・啓発活動の充実
- オ 保護者・地域との連携

(2) いじめの早期発見及びいじめへの対処

- ア 児童・生徒への定期的な調査等の実施
- イ いじめに関する通報及び相談を受け付けるための体制の周知
- ウ スクールカウンセラーによる相談体制の整備
- エ 問題解決への支援体制の整備
- オ 区立学校におけるいじめの防止等の取組みの点検及び充実

(3) 関係機関との連携

ア 連絡協議会等を通じた関係機関との連携の強化

イ 区立学校における関係機関との連携強化のための支援

(4) 特別な支援を必要とする児童・生徒に対する配慮

障害のある児童・生徒がいじめを受けることなく、充実した学校生活を過ごし、将来の自立に向けた適切な支援を受けることができるようにするため、次の取組みを進める。

ア 一人ひとりがお互いの人権を尊重し合うような意識及び態度の育成を図る教育の推進

イ 区立学校における交流及び共同学習の推進並びに支援

ウ 特別支援教室における知的発達に遅れのない、発達障害のある児童・生徒への支援の充実

エ 個別指導計画や個別の教育支援計画の作成及び活用の推進

オ 特別支援教育コーディネーターの育成及び活用

カ 特別支援教育に関する研修の充実による教職員の資質の向上

(5) インターネットを通じて行われるいじめへの対応

児童・生徒におけるスマートフォンを含む携帯電話等の所持率が年々増加する中、SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）をはじめとするインターネットを通じたいじめが深刻さを増す状況にある。区は、その実態を踏まえてインターネットを通じたいじめに対する効果的な防止等がなされるよう次の取組みを進める。

ア インターネットを利用する中での危険性やトラブルに関する情報モラル教育の推進

イ インターネットを利用する中での危険性やトラブルに関する家庭への啓発の実施、推進

ウ インターネットを通じて行われたいじめを認知した場合の迅速な対応及び関係機関との連携の強化

(6) その他の措置

ア 法第23条第2項の規定による区立学校からの報告を受けた場合の必要に応じた当該学校への支援及び調査

イ 学校教育法（昭和22年法律第26号）第35条第1項（同法第49条において準用する場合を含む。）の規定に基づくいじめを行った児童・生徒の出席停止等、いじめを受けた児童・生徒や他の児童・生徒が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置

ウ 国の動向や社会情勢並びに区や学校の状況等を勘案した区基本方針の見直し

エ 学校いじめ防止基本方針の策定状況の確認

3 学校相互間の連携協力体制の整備

区は、いじめを受けた児童・生徒といじめを行う児童・生徒が同じ学校に在籍しない場合にあっても、双方の学校においてそれぞれの児童・生徒に対する指導・支援を適切に行うことができるよう、学校相互間の連携協力体制の整備を図る。

また、区は、区立学校以外の学校（以下「私立学校等」という。）その他施設等に対して、その自主性を尊重しつつ、いじめの防止等について必要な措置を講じるよう、協力を求める。

第3章 いじめの防止等のために区立学校が実施する施策

区立学校は、いじめの防止等のため、学校で策定した学校いじめ防止基本方針（以下「学校基本方針」という。）に基づき、いじめの防止等の対策のための組織を中核として、校長の強力なリーダーシップの下、教育委員会等とも適切な連携を図りながら、学校の実情に応じた対策を推進する。

1 「学校いじめ防止基本方針」の策定

区立学校は、自校におけるいじめの防止等の取組みについての基本的な方向、取組みの内容等を「学校基本方針」として定める。

学校基本方針には、いじめの未然防止のための取組み、いじめの早期発見及びいじめへの対処のあり方、教育相談体制の充実、児童・生徒への指導体制の確立、校内研修の充実など、いじめの防止等全体に係る内容等を盛り込む。

2 「学校いじめ対策委員会」の設置

区立学校は、法第22条に基づき、いじめの防止等の対策についての組織としての「学校いじめ対策委員会」を設置する。

(1) 「学校いじめ対策委員会」の構成員

校長又は副校長、生活指導主任等複数の教職員、スクールカウンセラー等から構成される。

(2) 「学校いじめ対策委員会」の役割

学校いじめ対策委員会は、自校におけるいじめの防止等の対策について、全ての教職員が一致団結して組織的に対応できるよう、次に掲げる事項等について調査・検討を行うものとする。

ア 学校基本方針に基づく取組みの実施及び具体的な年間計画の作成

イ 具体的で実効性のある校内研修の企画

ウ 実態把握及び情報収集

エ いじめが生じた際の指導や支援の体制・対応方針の作成

オ いじめ事案に関する事実関係の調査

カ 再発防止に向けた取組みの実施

なお、当該組織は、学校基本方針の見直し、学校で計画した取組みの進捗状況のチェック、必要に応じた計画の見直しなど、学校のいじめの防止等の取組みについて、PDCAサイクルで検証する。

(3) 「学校サポートチーム」の設置

いじめ問題が複雑化・多様化する中、学校だけでは対応しきれない場合は、校長

は「学校いじめ対策委員会」を支援する組織として「学校サポートチーム」を設置する。

学校サポートチームは、警察職員、児童相談所児童福祉司、子ども家庭支援センター職員、民生委員、児童委員、主任児童委員、学校医、スクールソーシャルワーカー等から構成される。

3 区立学校におけるいじめの防止等に関する取組み

いじめは一定の人間関係のある児童・生徒の間で起きることから、学校は常に児童・生徒一人ひとりの行動の特徴や家庭環境、発達状況等の理解に努めるとともに、所属集団の状況把握に努め、いじめの防止等を適切に行うことが必要である。

区立学校で実施する取組みに関しては、学校の実情に応じて独自の取組みを充実させる。

(1) いじめの未然防止

いじめは、どの学校にも起こり得ることから、全ての児童・生徒を対象として、いじめを許さない校風の醸成を通して、いじめの未然防止に取り組む。

また、未然防止の基本として、児童・生徒が、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍ができるよう、授業づくりや集団づくりを行う。

さらに、集団の一員としての自己有用感を高めることにより、互いのよさや可能性を認め合い、一人ひとりが互いの人権を尊重し合うような意識及び態度の育成を図るとともに、教職員の言動が、児童・生徒を傷つけたり、他の児童・生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導のあり方に細心の注意を払う。

次に掲げるような取組みを計画的に行うことで、児童・生徒及び教職員の意識を高め、いじめを許さない校風づくりにつなげていく。

ア セルフチェックや校内研修の実施を通じた教員の資質向上

イ 人権教育や道徳教育の充実による思いやりの心、生命・人権を大切にする態度の育成

ウ 授業改善プランの作成・実施を通じた丁寧で分かりやすい授業の実践

エ 言語活動、体験活動等を通じたコミュニケーション能力の育成

オ 学校行事・学級経営の充実による望ましい集団活動の展開

カ 学級活動（係活動や班活動等）の充実による望ましい人間関係の構築に向けた支援

キ 縦割り班等の異年齢集団による体験活動や遊び等の活動の充実

ク いじめについて児童・生徒が主体的に考えるいじめの未然防止等の活動の充実

ケ 「いじめ問題を考えるめぐろ子ども会議」の実施及び事前・事後の取組みの充実

コ 児童（生徒）会や地域等の主催によるあいさつ運動やボランティア活動等の実施・充実

(2) いじめの早期発見

いじめは大人の目につきにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階からの確に関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知することが必要である。

そのためには、教職員は日頃から児童・生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないよう、見守りの際のアンテナを高く保つとともに、児童・生徒一人ひとりとの信頼関係の構築等に努めて相談しやすい雰囲気醸成するようにすることが重要である。また、教職員相互が積極的に児童・生徒の情報交換を行い、情報を共有することも大切である。併せて、次のような取組みを積極的に行う。

ア 定期的なアンケート調査の実施

イ 定期的な個人面談の実施

ウ 全教員による校内巡回等を通じた児童・生徒の観察

エ 学校だよりや保護者会の積極的活用

オ 保護者への支援・助言

カ 児童館、学童保育クラブ及びランドセルひろばとの連携

(3) いじめへの対処

いじめを認知し、又はいじめの通報を受けた場合は、特定の教職員で抱え込まず、いじめを受けた児童・生徒を徹底して守り通すことを前提として、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関との連携の下、速やかに次のような対応に取り組む。

ア いじめを受けた児童・生徒に対する事情や心情の聴取及び児童・生徒の状態に合わせた継続的なケア

イ いじめを行った児童・生徒に対する事情や心情の聴取及び再発防止に向けての継続的な指導及び支援

ウ いじめの実態調査等を踏まえた、いじめの実態把握

エ いじめが暴行や傷害等犯罪行為に当たると認められる場合や、児童・生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあると認められる場合等の警察

への相談・通報、連携

オ いじめ実態調査等を通じて把握した情報に基づきいじめの解決のための適切な対応方針の決定と情報の共有、教職員の役割分担の明確化

カ 把握した情報に基づく記録の作成と教育委員会への提出及び連携

キ いじめを受けた児童・生徒及びいじめを行った児童・生徒への定期的なカウンセリング等の継続的な支援と見守り

(4) 特別な支援を必要とする児童・生徒への配慮

特別支援学級に在籍する児童・生徒又は通常の学級に在籍する特別な支援を必要とする児童・生徒の中には、他の児童・生徒との間に何らかのトラブルが生じた際に、その事実を表現することが困難な場合がある。

このような児童・生徒に対するいじめを未然に防止したり、発生したいじめを早期に発見し、解消を図ったりするには、各学校の全教職員による支援体制の構築が不可欠である。そのためには、当該児童・生徒に係る情報を全教職員で積極的に共有できる機会を確保する。

また、いじめを許さない豊かな心を育てていくため、個々の児童・生徒を尊重する教育の推進が必要であり、次の点に意識しながら特別支援学級と通常の学級との交流及び共同学習をより積極的に推進していくことが大切である。

ア 交流学級担任と特別支援学級担任の連携

イ 教職員の目が行き届く見守り体制づくり

ウ 全教職員での情報共有

(5) インターネットを通じて行われるいじめへの対応

発信される情報の高度の流通性、発信者の匿名性その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、SNSをはじめとするインターネットを通じて行われるいじめの防止及び効果的な対処がされるよう次に掲げる取組みを行う。

ア インターネットを利用する中での危険性やトラブルに関する情報モラル教育の実施

イ インターネットを利用する中での危険性やトラブルに関する家庭への啓発

ウ インターネットを通じて行われたいじめを認知した場合の迅速な対応及び関係機関との連携

(6) 年間計画の作成

区立学校は、いじめの防止等に係る取組みについて年間計画を作成し、保護者会や学校だより等の様々な機会をとらえて説明していく。

第4章 重大事態への対処

区立学校において、いじめによる重大事態が発生した場合は、次のような対処を行う。なお、私立学校等において、いじめによる重大事態が発生した場合は、私立学校等は、法及び東京都いじめ防止対策推進条例に基づき、適切な対処を行うものとする。

1 重大事態の発生と調査

(1) 重大事態の定義

いじめによる重大事態とは、次のような事態をいう。

ア いじめにより当該学校に在籍する児童・生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた、又はその疑いがあると認められる場合。

「児童・生徒の生命、心身又は財産に重大な被害」とは、いじめを受けた児童・生徒の状況に着目して判断する。例えば、次のような場合が想定される。

- (ア) 児童・生徒が自殺を企図した場合
- (イ) 身体に重大な傷害を負った場合
- (ウ) 金品等に重大な被害を被った場合
- (エ) 精神性の疾患を発症した場合
- (オ) その他重大な被害が生じた疑いがあると認められるとき

イ いじめにより当該学校に在籍する児童・生徒が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められる場合

相当の期間とは、国の問題行動調査における不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手する。ただし、日数だけでなく、児童・生徒の状況等、個々のケースを十分把握する必要がある。

また、児童・生徒や保護者から、いじめを受けて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」又は「重大事態とはいえない」と考えたとしても、区立学校及び教育委員会は重大事態が発生したものとして、適切かつ真摯に対応する。

(2) 重大事態の報告

区立学校は、重大事態と思われる案件が発生した場合には直ちに教育委員会に報告する。報告を受けた教育委員会は、当該案件が重大事態であると判断した場合は、速やかに区長に報告する。

(3) 重大事態の調査主体と調査組織

いじめ事案に係る調査は、基本的には区立学校が行うものであるが、重大事態の

調査については、対象事案に応じて教育委員会の判断により、教育委員会が主体となって行う場合がある。

ア 学校が主体となって調査を行う場合

学校に設置している「学校いじめ対策委員会」を母体として、「学校サポートチーム」を加えるなど、公平性・中立性の確保に努めた構成により、校長が調査組織を設置して調査を行う。

なお、学校が調査主体となる場合であっても、法第28条第3項に基づき、教育委員会は調査を実施する学校に対して必要な指導、又は人的措置も含めた適切な支援を行う。

イ 教育委員会が主体となって調査を行う場合

従前の経緯や事案の特性、いじめを受けた児童・生徒又は保護者の訴えなどを踏まえ、学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと教育委員会が判断する場合や、学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には、教育委員会において「目黒区教育委員会いじめ問題対策委員会」を調査組織として調査を実施する。

(4) 重大事態の調査の実施

この調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものではなく、あくまでも区立学校と教育委員会が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の再発防止を図るためのものである。なお、調査に当たっては、次の点に配慮しながら客観的な事実関係を正確に把握する必要がある。

ア いじめを受けた児童・生徒からの聴き取りが可能な場合

いじめを受けた児童・生徒から十分に聴き取るとともに、在籍児童・生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行うことなどが考えられる。その際、個別の事案が外部に明らかになったり、いじめを受けた児童・生徒の学校復帰が阻害されたりすることのないよう配慮し、いじめを受けた児童・生徒や情報を提供した児童・生徒を守ることを最優先とする。

この調査による事実関係の確認とともに、いじめを行った児童・生徒への指導を行い、いじめ行為を迅速に止める。いじめを受けた児童・生徒に対しては、事情や心情を聴取し、いじめを受けた児童・生徒の状況にあわせて継続的な対応を行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行うことが必要である。

イ いじめを受けた児童・生徒からの聴き取りが不可能な場合

当該児童・生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者と今後の調査について協議し、調査に着手する。調査方法としては、在籍児童・生徒

や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査などを行う。

＜自殺の背景調査における留意事項＞

いじめがその要因として疑われる場合の自殺の背景調査においては、亡くなった児童・生徒の尊厳を保持しつつ、死に至った経過を検証し再発防止策を構ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行うことが必要である。

また、当該調査については、以下の事項に留意の上、「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針」（平成23年3月子どもの自殺予防に関する調査研究協力者会議）を参考とするものとする。

- (ア) 遺族からの要望・意見の聴取並びに遺族への配慮及び説明
- (イ) 他の在校児童・生徒及びその保護者に対する配慮と説明
- (ウ) 詳しい調査の実施や調査結果の公表等に関する遺族への提案及び合意
- (エ) 偏りのない資料や情報の収集及び総合的な分析評価
- (オ) 分析評価における専門的知識及び経験を有する者の援助
- (カ) 情報発信・報道対応におけるプライバシーに配慮した正確で一貫した情報発信・報道対応

(5) その他留意事項

重大事態の対処に当たっては、上記のほか、以下の事項についても留意して対応する。

- ア 事案の重大性を踏まえた、出席停止措置の活用や、いじめを受けた児童・生徒又はその保護者が希望する場合の就学校の指定の変更や区域外就学等の弾力的な対応の検討
- イ 関係のあった児童・生徒や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援
- ウ 地域での児童・生徒の見守りや巡回等に関する民生委員、児童委員、主任児童委員等との積極的な連携

(6) 重大事態の調査結果の提供及び報告

重大事態の調査結果については、次のことに留意して結果の提供、報告を行う。

- ア 区立学校又は教育委員会からのいじめを受けた児童・生徒及びその保護者への適切な情報提供

いじめを受けた児童・生徒やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査によって明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童・生徒や保護者に対して適時、適切な方法で提供する。ただし、これらの情報の提供に当たっては、区立学校又は教育委員会は、

他の児童・生徒のプライバシーに配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。

イ 区立学校又は教育委員会からの重大事態の調査結果の報告

区立学校又は教育委員会がそれぞれ教育委員会又は区長に調査結果を報告するに当たっては、いじめを受けた児童・生徒や保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童・生徒や保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添えることができる。

(7) 重大事態の調査結果を踏まえた必要な措置

教育委員会による指導主事等の派遣及び心理・福祉の専門家や警察関係者等の外部専門家の追加配置等の必要な措置を行う。

2 重大事態の調査結果の報告を受けた区長による再調査及び措置

(1) 再調査

ア 重大事態の調査結果報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要があると認めるときは、区長は再調査を実施する。

イ いじめを受けた児童・生徒や保護者に対して適時・適切な方法により再調査の進捗状況等及び調査結果を説明する。

(2) 「目黒区いじめ問題再調査委員会」の設置

ア 再調査を実施する機関として「目黒区いじめ問題再調査委員会」（以下「再調査委員会」という。）を設置する。

イ 再調査委員会は当該調査の公平性・中立性を図るため、目黒区教育委員会いじめ問題対策委員会以外の者で、専門的な知識を有する弁護士や精神科医又は心理士、学識経験者、福祉の専門家等であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係や特別の利害関係を有する者ではない者により構成する。

(3) 再調査の結果を踏まえた措置等

ア 教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、指導主事等の派遣及び心理・福祉の専門家や警察関係者等の外部専門家の追加配置等の必要な措置を行う。

イ 再調査を行った場合は、区長はその結果を区議会へ報告する。

重大事態発生時のフローチャート

重大事態の発生

- ①生命、心身又は財産に重大な被害が生じた、又はその疑いがある
- ②相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある

